いちご保育園 重要事項説明書

1 施設運営者

名　　称	社会福祉法人なないろ会
所 在 地	埼玉県さいたま市南区鹿手袋7−19−32
電 話 番 号	048−711−2300
代 表 者 氏 名	理事長　　三須 亜由美

2 施設の目的及び運営方針

施 設 の 目 的	児童福祉法に基づき乳児及び幼児の保育事業を行う。
運 営 方 針	・社会福祉法人なないろ会が運営する保育目標の遵守。 ・子ども、保護者、職員が三位一体となり、子どもの健康、安全、情緒の安定した生活が出来るように連携を図り、子どもたちが未来に向かって歩んでいけるような保育園を目指す。 ・地域での子育て支援の充実を図る。 ・保育園としての環境整備と人材育成を行う

3 提供する保育の内容

名　　称	社会福祉法人なないろ会 いちご保育園
所 在 地	埼玉県さいたま市南区辻4丁目11−12
電 話 番 号	048−789−7351
認 可 年 月 日	平成 23年 4月 1日
園 長 氏 名	喜多 智子
職 員 数	29人
取扱う保育事業の種類	月極保育 ・延長保育 ・障がい児保育 ・地域子育て支援事業

4 職員の職員数及び職務の内容

職 種 / 員 数	職　務　の　内　容
園長 / 1人	園運営の総括者
主任 / 1人	園長の補佐
保育士 / 18人	保育業務
栄養士 / 2人	保育園給食の栄養管理
業務 / 7 人	保育補助 ・調理士 ・調理補助 ・事務 ・用務員

5 保育の提供を行う日及び時間・提供を行わない日

開園	月曜日から土曜日まで
開所時間 月曜日～金曜日 土曜日	午前7時00分から午後7時00分まで 午前7時30分から午後4時30分まで
利用時間 （標準時間） 月曜日～金曜日 土曜日 時間外保育（月～金曜）	 午前7時00分から午後6時00分まで 午前7時30分から午後4時30分まで 午後6時00分から午後7時00分まで
利用時間 （短時間） 月曜日～金曜日 土曜日 時間外保育（月～金曜） 土曜日	 午前8時30分から午後4時30分 午前8時30分から午後4時30分 午前7時00分から午前8時30分　　午後4時30分から午後7時00分 午前7時30分から午前8時30分
休園日	日曜日・祝祭日及び12月29日から1月3日まで

月曜日～金曜日午後6時00分以降の時間外保育利用は、満1歳以上の児童が対象

6 利用者負担その他の費用の種類、支払いを求める理由及び金額

種　　類	理　由　・　金　額
利用者負担額 3歳未満児 3歳以上児	 世帯の市民税所得割額により決定します 0円
時間外保育利用者負担額	利用時間、区分により異なります
幼 児 給 食 費	月額7,500円（※主食代3,000円、副食費4,500円）

その他実費徴収・上乗せ徴収は別表参照

7 小学校就学前こどもの利用定員数

74人（0歳児：6人、1歳児：12人、2歳児：12人、3歳児：13人、4歳児：15人、5歳児：16人）

8 施設の利用の開始及び終了に関する事項・利用にあたっての留意事項

「ほいくのしおり」のとおり

9 緊急時等における対応方法

（1）お預かりしているお子さまに病状急変等の緊急事態が発生した場合には、速やかに保育園近隣の医療機関（ひまわり歯科クリニック・てづか子どもクリニック・秋葉病院・内谷名倉堂）等へ連絡を取り受診する等の措置を講じます。同時に保護者への緊急連絡も速やかに行います。

※救急車を要請した場合は上記以外の医療機関への搬送もあります。

※保護者様が病院に到着されましたら、お子さまを引き渡して職員は保育園へ戻ります。

※お仕事の都合でその日の緊急連絡先が変更になる場合は必ず保育園にお知らせいただくと同時に、連絡の取れる代わりの連絡先をお知らせください。

10 非常災害対策

消防計画作成 （変更）届出書	（変更）届出書、さいたま市南消防署 2026年4月 届出 防火管理者　園長　喜多 智子
避 難 訓 練	年間計画を策定し、火災および地震、竜巻、風水害、不審者侵入を想定 した避難訓練を実施しています。 （火災による避難訓練は毎月実施、地震による避難訓練は年6回実施、 その他は年2回以上実施）
防 災 設 備	非常警報設備、自動火災報知機、誘導灯、消火器、ガス漏れ報知器、自動火災報知機　ガス漏れ報知機、非常警報装置、カーテンの防炎処理、消火器、防犯カメラ8台
避 難 場 所	第1避難場所：いちご保育園園庭　第2避難場所：さいたま市立南浦和中学校

※保育園の警備システム セコム

※保育園には保育や安全対策のマニュアルを準備し、随時見直しを図っています。

「さいたま市内保育施設の災害時における臨時休園等のガイドライン」に基づき対応します。

また、感染症等の影響により、保育士体制が確保できない場合等には、臨時休園等を行います。

11 福祉サービス苦情調整制度

苦情受付担当者	本橋 実佳	主任保育士
苦情解決責任者	喜多 智子	園長
第3者委員	東谷 良子	弁護士
第3者委員	細萱 大祐	株式会社ピスタ
第3者委員	森山 洋子	民生委員
第3者委員	村越 君枝	さいたま市主任児童委員

要望・苦情等を受け付けた場合には、適切に対応し、改善を図るよう努めます。

12 虐待防止のための措置に関する事項

（1） 設置者及び職員は当該児童の心身に有害な影響を与える行為は一切行いません。

（2） 児童虐待の防止等に関する法律第5条及び第6条に基づき、児童虐待の早期発見等に努め、
児童虐待を受けたと思われる児童を発見した場合は、速やかに関係機関に通告します。

（3） 児童虐待の防止、早期発見のための知識と技術を習得するために、研修等に職員を派遣、
受講させています。

13 その他保育施設の運営に関する重要事項

「ほいくのしおり」のとおり